

障害福祉業務の不適切な 事務処理について

1 事案の概要

令和5年8月から令和6年11月の間、北区役所御津支所の担当職員が事務手続きを怠ったことで、特別児童扶養手当等12件の支給が遅延等した。また、当該職員が障害者総合支援審査会での判定など所定の手続きを経ることなく、障害福祉サービス受給者証の交付17件や特別障害者手当等の継続支給決定3件を行った。

2 経緯

令和6年11月に、特別児童扶養手当受給者から「手当が振り込まれていない」との連絡があり、当該手当の支給が遅延していたことが判明。その後の担当職員への聞き取りを含めた調査の結果、他の不適切な事務処理が確認された。直ちに、適切な所定の手続きを順次行うこととし、令和7年7月にすべての事案の事務処理が完了した。

3 原因及び再発防止策

担当職員が一人で事務処理、スケジュール管理等を行っていたため、組織的に気づくことができなかった。このため以下の再発防止策を講じた。

〔御津支所〕

毎月、管理職を含む複数の担当職員で受給者ごとの進捗管理表を用いて、組織的に業務管理を行うこととした。

〔障害福祉課〕

審査会の判定を経たかを全庁的に確認できるように、システム改修した。

【問い合わせ先】

岡山市北区役所 御津支所 中田・吉本・丹原 直通086-724-1111

岡山市職員の懲戒処分等について

令和7年7月31日付で以下のとおり懲戒処分等を行いました。

1 被処分者

岡山っ子育成局 副主査級職員 50代 男性
(事案発生時の所属・職位:北区役所・副主査級)

2 処分内容

減給10分の1 1月

3 事案の概要

被処分者は令和5年12月から令和6年10月までに再認定手続の期限が到来する、障害福祉サービスの障害支援区分の再認定事務に関して、受給者への勧奨を怠り、また、必要な手続きや決裁処理を行わないまま、独断で従前の障害支援区分を記載した受給者証及び支給決定通知書を17人に交付しました。また、特別障害者手当や障害児福祉手当の再認定に関する事務においても同様に、必要な手続きや決裁処理を行わず、独断で3人に対して当該手当の支給決定を行っていました。

4 処分理由

当該職員がした行為は、職務上の義務に違反し、全体の奉仕者として法令を遵守すべき立場にある職員として意識が欠如していたと言わざるを得ないものです。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の懲戒事由該当として、処分を行うこととしました。

5 管理監督責任等

事案発生時に上司であった当時の部長級職員(所属長)2人に対し文書による訓告、当時の課長補佐級職員2人に対し、文書による厳重注意を行いました。

6 その他(再発防止)

職員に対し、総務局長名にて、綱紀の厳正等について文書をもって通達します。

【参考】

○ 地方公務員法(抜粋)
(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

【問い合わせ先】

岡山市 人事課 森本・高山 直通086-803-1090 内線3420・3428

事案の障害福祉業務

※令和6年度の月額

名称	内容	※月額	支給月
特別障害者手当	障害が重複するなど精神または身体に著しく重度の障害をもつ在宅の20歳以上の人で、日常生活に特別の介護を必要とする人に支給（所得制限などの制約あり）	28,840円	5月 8月 11月 2月
障害児福祉手当	重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人に支給（所得制限などの制約あり）	15,690円	5月 8月 11月 2月
特別児童扶養手当	精神・知的又は身体に障害のある20歳未満の障害児を監護している保護者に支給（所得制限などの制約あり）	1級 55,350円 2級 36,860円	4月 8月 11月
障害福祉サービス	障害福祉サービスの利用に当たり、障害のある方は申請に基づく支給決定を受けることで、サービス利用に要した経費の一部の支給を受けることができる。支給決定は、障害のある方の障害支援区分（※）や介護者、居住等の状況等の勘案すべき事項を踏まえて行われる。 ※障害支援区分：障害特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合。障害のある方への認定調査や医師意見書の内容を踏まえ、審査会への諮問を経て決定される。認定期間（上限3年）毎に認定の再度の認定が必要。		

※障害者のしおり、事務処理要領より抜粋